

番号	1 (1)	
項目	大阪市は、現在でも全国の市の中で、最高額の介護保険料（基準月額8,094円）であるにもかかわらず、第9期（2024年度～2026年度）においては、9,249円と14.3%もの大幅な引上げを行なおうとしている。独居高齢者が多く、在宅サービス利用者が多いというだけで、このような異常な高額介護保険料になるのは、現行の介護保険制度の限界を示すものである。 ただちに大阪市の一般財源を投入して介護保険料引上げを中止すること。その上で、国庫負担増で介護保険料を引き下げるとともに、介護給付の充実を図るよう国に求めること。	
	（回答） 介護保険制度は高齢者の介護を社会全体で支え合うために創設された社会保険制度であり、その財源については、法令により、公費 50%（国 25%、府 12.5%、市 12.5%）、介護保険料 50%と定められているところですが、高齢化の進展による給付費の増加により本市の介護保険料が高額になっていることから、今後も引き続き、介護保険制度の安定的な運営を図るため、介護給付費の財源に占める国の負担割合を引き上げること等により、第1号被保険者の保険料の高騰を抑制する財政支援措置を講じるよう、引き続き国に対し要望してまいります。 また、一般会計からの繰り入れにつきましては、介護保険の運営に必要な費用にかかる公費負担と保険料負担の割合が法令により定められていることから、制度的に決められている以上に一般会計から繰入することは、被保険者以外の方への負担の転嫁に繋がるとともに、被保険者間の公平性の確保や健全な介護保険制度の運営と財政規律の保持の観点から適当ではないと考えており、国や府においても同様の見解が示されております。	
担当	福祉局高齢者施策部介護保険課（管理グループ）	電話番号：06-6208-8028

番号	1 (2)
項目	国で検討されている介護保険見直しのうち、第 10 期計画までに結論を得るとされている①利用料 2 割負担の対象拡大、②ケアマネジメントへの利用者負担導入、③要介護 1、2 の生活援助等の総合事業移行について、大阪市として反対すること。
(回答) 介護保険制度は全国統一の制度であり、制度改革については国において適切に審議されているところでありますので、本市としては制度改革等に当たっては、被保険者の生活や保険者の運営に配慮するよう国に要望を行ってまいります。	
担当	福祉局高齢者施策部介護保険課（管理グループ） 電話番号：06-6208-8028

番号	2 (1)
項目	介護現場における人手不足はますます深刻化し、民間の「賃上げ」等にも追いつかない事態は他産業への「人材流出」さえ生み出している。こうした中で、区には 2024 年度介護報酬改定において、処遇改善加算の一本化及び加算率引上げを行ったものの、引上げ率は 2.1 ポイント程度の微々たるものであった。しかも、最も人出不足が深刻な訪問介護の基本報酬を引き下げるという暴挙まで行った。 大阪市として、国に対し、訪問介護の報酬引下げを撤回し、介護従事者の抜本的な処遇改善策（①全額国庫負担による、②全介護労働者を対象とした、③全産業平均水準までの賃金引上げ、を実現する国庫補助制度の創設）を求めること。
(回答) 介護人材の職場定着の必要性、介護福祉士に期待される役割の増大、介護サービス事業者等による昇給や評価を含む賃金制度の整備・運用状況などを踏まえて、事業者による、昇給と結びついた形での賃金向上の仕組みの構築を促すため、介護職員処遇改善加算につきましては、平成 27 年度及び平成 29 年度の拡充に加えて、平成 31 年度の介護報酬改定においても新たな加算の区分が創設されました。令和 2 年度は取得促進に向けて取得促進事業も行いました。 なお、介護職員のさらなる賃金改善の向上を図るため、収入を 3 % 程度（月額 9,000 円）引き上げる「介護職員等処遇改善支援補助金」が令和 4 年 2 月から、大阪府より対象・申請事業所へ交付され、令和 4 年 10 月以降は、介護報酬改定によりベースアップ等支援加算が創設され、令和 6 年度よりは、介護職員のさらなる賃金改善の向上を図るため、令和 6 年度に 2.5%、令和 7 年度 2.0%のベースアップや事業者の負担軽減につながるよう、従来の加算から新しい加算への一本化が行われたところです。 介護保険は、全国統一の制度であり、介護労働者の処遇改善については、国による適切な介護報酬の設定等により対応するべきものであることから、本市として指定都市共同提案などの機会を通じ、国に対し引き続き要望を行ってまいります。	
担当	福祉局高齢者施策部介護保険課（指定・指導グループ） 電話番号：06-6241-6310 福祉局高齢者施策部介護保険課（管理グループ） 電話番号：06-6208-8028

番号	2 (1)
項目	介護現場における人手不足はますます深刻化し、民間の「賃上げ」等にも追いつかない事態は他産業への「人材流出」さえ生み出している。こうした中で、区には 2024 年度介護報酬改定において、処遇改善加算の一本化及び加算率引上げを行ったものの、引上げ率は 2.1 ポイント程度の微々たるものであった。しかも、最も人出不足が深刻な訪問介護の基本報酬を引き下げるといふ暴挙まで行った。 大阪市として、国に対し、訪問介護の報酬引下げを撤回し、介護従事者の抜本的な処遇改善策（①全額国庫負担による、②全介護労働者を対象とした、③全産業平均水準までの賃金引上げ、を実現する国庫補助制度の創設）を求めること。
(回答) 本市では、障がいのある方が地域で安心して暮らし続けるために、適切な支援が重要であることから、職員の配置基準の見直しや報酬単価の改定等について、国に対する要望を断続的に行っております。 そのような中、国は平成 24 年度に職員の処遇改善に係る加算を創設し、その後は報酬改定が行われる度に、処遇改善加算の拡充を図るとともに、令和元年 10 月からは、経験・技能のある福祉人材の定着・確保を一層推進するため、「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」が創設され、令和 4 年 10 月には「福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算」が創設されました。令和 6 年度からは福祉・介護職員等のさらなる賃金改善の向上を図るため、令和 6 年度に 2.5%、令和 7 年度に 2.0%のベースアップや事業者の負担軽減につながるよう、従来の加算から新しい加算への一本化が行われたところです。 障がい福祉サービス等にかかる報酬については、全国統一の制度であり、国による適切な報酬の設定により対応するべきものであることから、本市として指定都市共同提案などの機会を通じて、国に対し引き続き要望してまいります。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話番号：06-6208-7986

番号	2 (2)
項目	現行の処遇改善関係の加算（介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算）の取得の現況について、サービス別に事業所の取得率等を明らかにすること。
（回答） 福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の届出の現況につきましては、「別紙1」のとおりとなっております。 （令和6年3月1日現在）	
担当	福祉局 障がい者施策部 運営指導課 電話番号：06-6241-6527

番号	2 (2) (3)
項目	(2) 現行の処遇改善関係の加算（介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算）の取得の現況について、サービス別に事業所の取得率等を明らかにすること。 (3) 処遇改善加算について、大阪市として事業者に対し積極的に情報提供し、加算の申請率の向上を図ること。
(回答) 介護職員等特定処遇改善加算の届出の現況につきましては「別紙2」のとおりとなっております。(令和6年3月1日現在) 今回の処遇改善加算計画書提出の締切の案内については、厚生労働省からの案段階での通知、確定時の通知、締切日5日前での通知、締切日での通知とより丁寧に案内を周知させていただいたところです。また、指定時研修においても介護労働安定センターの周知時間を設ける等、事業者の皆様到处遇改善加算を取得していただけるよう案内に努めているところです。また本市ホームページにても周知しております。 また本市では、職員全体への周知ができていないことが判明した場合には、実地指導や苦情相談の場面をとらまえ、事業所に対し指導を行っているところです。	
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課（指定・指導グループ） 電話番号：06-6241-6310

番号	2 (3)
項目	処遇改善加算について、大阪市として事業者に対し積極的に情報提供し、加算の申請率の向上を図ること。
(回答) 処遇改善加算の申請受付開始にあたっては、本市ホームページに専用ページを作成するとともに、全事業所へ直接メール等を送付して周知を図っています。また、提出期限前には改めて全事業所へ再周知を行い、申請率の向上に努めています。 また、本市では、処遇改善加算取得促進特別支援事業を行政書士会に委託しており、処遇改善加算等の内容説明、電話相談や直接訪問による取得支援を実施し、取得率向上に取り組んでいます。 積極的な情報発信と委託事業の活用により、引き続き処遇改善加算の取得率向上に努めてまいります。	
担当	福祉局 障がい者施策部 運営指導課 電話番号：06-6241-6527

番号	2 (4)
項目	大阪市として、独自に介護労働者賃金改善助成金を創設し、同助成金を介護労働者に直接交付することにより、介護労働者の賃金の底上げをはかること。
(回答) 介護人材の職場定着の必要性、介護福祉士に期待される役割の増大、介護サービス事業者等による昇給や評価を含む賃金制度の整備・運用状況などを踏まえて、事業者による、昇給と結びついた形での賃金向上の仕組みの構築を促すため、介護職員処遇改善加算につきましては、平成 27 年度及び平成 29 年度の拡充に加えて、平成 31 年度の介護報酬改定において新たな加算の区分が創設され、令和 2 年度は取得促進に向けて取得促進事業も行いました。令和 3・4 年度は「介護職員等処遇改善支援補助金」が令和 4 年 2 月から、令和 4 年 10 月以降は、介護報酬改定によりベースアップ等支援加算が創設され、令和 6 年度よりは、介護職員のさらなる賃金改善の向上を図るため、令和 6 年度に 2.5%、令和 7 年度 2.0%のベースアップや事業者の負担軽減につながるよう、従来の加算から新しい加算への一本化が行われたところです。 介護保険は、全国統一の制度であり、介護労働者の処遇改善については、国による適切な介護報酬の設定等により対応すべきものであることから、本市として指定都市共同提案などの機会を通じ、国に対し引き続き要望を行ってまいります。	
担当	福祉局高齢者施策部介護保険課（指定・指導グループ） 電話番号：06-6241-6310 福祉局高齢者施策部介護保険課（管理グループ） 電話番号：06-6208-8028

番号	2 (5)
項目	深刻なヘルパー不足を少しでも改善するため、家賃補助や介護福祉士養成校に係る奨学金返済補助、ヘルパーに対する移動用自転車の支給、毎月のクーポン券支給等の 大阪市 独自の施策を行なうこと。
(回答) 介護人材の職場定着の必要性、介護福祉士に期待される役割の増大、介護サービス事業者等による昇給や評価を含む賃金制度の整備・運用状況などを踏まえて、事業者による、昇給と結びついた形での賃金向上の仕組みの構築を促すため、介護職員処遇改善加算につきましては、平成 27 年度及び平成 29 年度の拡充に加えて、平成 31 年度の介護報酬改定において新たな加算の区分が創設され、令和 2 年度は取得促進に向けて取得促進事業も行いました。令和 3・4 年度は「介護職員等処遇改善支援補助金」が令和 4 年 2 月から、令和 4 年 10 月以降は、介護報酬改定によりベースアップ等支援加算が創設され、令和 6 年度よりは、介護職員のさらなる賃金改善の向上を図るため、令和 6 年度に 2.5%、令和 7 年度 2.0%のベースアップや事業者の負担軽減につながるよう、従来の加算から新しい加算への一本化が行われたところです。 介護保険は、全国統一の制度であり、介護労働者の処遇改善については、国による適切な介護報酬の設定等により対応すべきものであることから、本市として指定都市共同提案などの機会を通じ、国に対し引き続き要望を行ってまいります。	
担当	福祉局高齢者施策部介護保険課（指定・指導グループ） 電話番号：06-6241-6310 福祉局高齢者施策部介護保険課（管理グループ） 電話番号：06-6208-8028

3 (1)	大阪市は、要支援 1、2 の人の在宅生活を支えるホームヘルパーについて、従来相当サービス（介護予防型訪問サービス）を縮小し、25%も報酬を切り下げた基準緩和型サービス（生活援助訪問サービス）に移行したため、要支援者のホームヘルパー利用件数は大きく減少している。このままでは、要支援者はホームヘルパーが利用できなくなる危険すらある。 大阪市では、この間の要支援者のホームヘルパー利用（総合事業の訪問型サービス）実態を明らかにし、検証を行うこと。 具体的には、各年度における①訪問型サービス利用件数、②そのうち介護予防型と生活援助型の内訳件数、③今後の見込み、について明らかにし、大阪市として見解を明らかにすること。 （回答） ① 訪問型サービス利用件数につきましては、令和 3 年度が 228,329 件、令和 4 年度が 207,697 件となっており、②そのうち介護予防型と生活援助型の内訳につきましては、令和 3 年度が介護予防型 113,090 件、生活援助型 115,239 件であり、令和 4 年度が介護予防型 86,130 件、生活援助型 121,507 件となっております。 ③ 今後の見込みにつきましては、第 9 期計画におきまして、令和 6 年度が介護予防型 83,236 件、生活援助型 123,391 件を推計し、令和 7 年度が介護予防型 78,696 件、生活援助型 126,254 件、令和 8 年度が介護予防型 73,618 件、生活援助型 126,199 件を推計しております。 本市の生活援助型訪問サービスの利用件数が増加していることから、サービス提供体制を安定的に確保するため、人材の裾野を広げる取組を今後も積極的に進めていく必要があると考えています。	
担当	福祉局高齢者施策部介護保険課（管理グループ）	電話番号：06-6208-8028

3 (2)	
	訪問サービスの振分け基準を廃止し、必要な利用者には介護予防型訪問サービスの利用ができるようにすること。 また、予防プランを受託したケアマネジャーが必要と判断した場合は、介護予防型訪問サービスの利用をすべて認めること。 (回答) 本市では、要支援1・2の方が利用できる介護予防サービスのうち、訪問介護と通所介護は、平成29年4月から、介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）のサービスとしてそれぞれ訪問型サービス、通所型サービスとして実施しています。 訪問型サービスについては、総合事業移行前に本市の被保険者として、介護予防訪問介護等の訪問介護員によるサービス提供を利用されている方、認知機能・コミュニケーションの課題のある方、身体介護が必要な方は、引き続き従来相当の介護予防型訪問サービスの利用が可能です。 また、総合事業における介護予防ケアマネジメントについては、介護予防及び生活支援を目的として、適切なアセスメントにより利用者の状況を踏まえた目標を設定し、利用者本人が理解した上で、目標の達成に取り組むよう促すとともに、利用者の個々の状態に応じた多様なサービスを適切に利用することについて検討し、ケアプランを作成することが重要です。ケアマネジャーの専門性がこれまで以上に重要になると考えられたことから、本市では、利用者の状態に応じた適切なサービスの選択について、市域全体でサービス決定のプロセスを標準化し、有資格の訪問介護員による介護予防型訪問サービスが必要な状態像を統一することにより、公平性を確保するため、介護予防型訪問サービスの利用対象者の振分の仕組みを設定して実施しています。 なお、当該振分の仕組みによると介護予防型訪問サービスの利用対象者に該当しないが、サービス利用対象者の状態像によりケアマネジャーと地域包括支援センターが介護予防型訪問サービスの利用が必要と考えるケースについては、介護予防型訪問サービスを利用していただいています。
担当	福祉局高齢者施策部介護保険課（保険給付グループ） 電話番号：06-6208-8059 福祉局高齢者施策部地域包括ケア推進課（地域包括ケアグループ） 電話番号：06-6208-8060

番号	3 (3) (4)
項目	(3) 大阪市が総合事業開始時に、「ホームヘルパーの担い手のすそ野を広げる」としてはじめた「生活援助型サービス従事者研修」の修了者のうち、実際にホームヘルパーとして働く人はほとんどいない。生活援助型訪問サービスの導入は、有資格のホームヘルパーの報酬を引き下げ、ヘルパーの人手不足をいっそうひどくしただけである。 大阪市は、「生活援助型サービス従事者研修」について、その実績を明らかにし、「介護人材不足に対する対策」として、どのような効果をもたらしたのか、大阪市の見解を明らかにするとともに、廃止を含めて抜本的見直しを行なうこと。具体的には、各年度における、①生活援助型サービス従事者研修の予算・決算額、②同研修の募集定員・受講者数・修了者数、を明らかにすること。 (4) 「生活援助型サービス従事者研修」修了者のうち、同サービス提供にどのくらいの人数が実際に従事しているのかについて明らかにすること。
(回答) 国においては、介護人材の量的確保と質的確保を両立させるため、専門性の高い限られた介護人材をより専門性の高い中核的な職務に重点化する一方で、介護人材のすそ野の拡大を進め多様な人材の参入促進を図ることとされる中、大阪市においても、要支援者等に対するサービスの提供にあたっては、訪問介護員による専門的なサービスを、身体介護などの、より専門性の高いサービスを必要とする方々に重点化するとともに、軽度の要支援者等に対する生活援助サービスを大阪市が実施する研修修了者等が提供することで、専門的な介護人材の機能分化を進めるとともに、新たな介護人材のすそ野を広げる取組みを進めていくこととしており、生活援助サービスの提供の担い手となることができる生活援助型訪問サービスの従事者研修を平成 28 年 12 月から開催し、担い手の育成に努めてきました。(各年度における実績等は「別紙 3」参照) 事業所への就職を希望する研修修了者に対しては研修修了後にハローワーク等への求職登録を行っていただくよう説明し、採用を希望する事業者に対してはハローワーク等に求人登録をしていただくよう説明しております。 今年度も研修実施を予定しており、指定事業所において、資格要件等の基準を緩和したサービス従事者によるサービス提供体制が適切に確保できるよう努めて参ります。	
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課（指定・指導グループ） 電話番号：06-6241-6505

番号	3 (5)
項目	上記実態を踏まえ、厚生労働省が2016年10月の事務連において「専門職が下げられた単価によるサービスを担う場合…最終的には介護専門職の処遇悪化に繋がる」と注意喚起していることを重視し、生活援助型訪問サービスでも、訪問介護員有資格者がサービス提供を行なった場合は、介護予防型訪問サービスと同等の報酬単価とすること。
(回答) 平成26年の介護保険法改正により、遅くとも平成29年4月までに、要支援者に対する全国一律の訪問介護、通所介護のサービスについて、市町村が実施する新しい総合事業に移行し、従来相当のサービスと多様な主体による多様なサービスを提供することとされました。 本市においては、平成29年4月から要支援1・2の方が利用できる介護予防サービスのうち、訪問介護及び通所介護をそれぞれ3種類ずつの訪問型サービス、通所型サービスとして実施しており、現在は、訪問型サービスに新たなサービス（住民の助け合いによる生活支援事業も一部地域で実施）を追加し実施しております。 要支援1・2の方に対する訪問型サービスについては、既にサービス利用している要支援者、認知機能・コミュニケーション課題のある方、身体介護の提供が必要な方など専門的なサービスを必要とする方には、引き続き従来相当のサービスを提供しています。 また、緩和した基準による生活援助型訪問サービスのサービス単価は、国が規定する単位数を勘案し、本市においてもサービス内容や時間、基準等を踏まえて定めているところです。	
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課（指定・指導グループ） 電話番号：06-6241-6505 福祉局高齢者施策部介護保険課（管理グループ） 電話番号：06-6208-8028

番号	3. (6)
項目	介護予防・日常生活支援総合事業の対象を要介護者にまで拡大しないこと。
(回答) 介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の各サービスについては、介護保険制度の改正に基づき実施していますが、利用対象者が要支援者及び事業対象者に限定されており、要介護認定を受けるとサービス事業の利用継続ができなくなることから、国において総合事業の対象者の弾力化の取組みとして、2021(令和3)年度から市町村の判断により要介護者についても、介護予防・生活支援サービス事業の対象とすることを可能とする見直しが行われました。 この総合事業の対象者の弾力化については、要介護認定による介護給付等のサービスを受ける前から市町村が補助により実施する総合事業のサービスを継続的に利用する居宅要介護被保険者を対象としており、本市においては現時点で、補助によるサービスを実施していないことから総合事業の対象者の弾力化の取組みについては実施していません。 しかしながら、総合事業の対象者の弾力化の取組みについては、介護予防・生活支援サービス事業の継続的な利用による効果的な支援が可能となる一方で、利用者やケアマネジメントを行う地域包括支援センター、居宅介護支援事業者等に大きな混乱を招く可能性も考えられることから、総合事業の効果的な推進に向け、国の制度改正の趣旨を踏まえつつ、本市の実情に合わせて、その必要性について検討していきたいと考えています。	
担当	福祉局高齢者施策部介護保険課（管理グループ） 電話番号：06-6208-8028 福祉局高齢者施策部地域包括ケア推進課（地域包括ケアグループ） 電話番号：06-6208-8060

番号	4
項目	障害者総合支援給付（障害福祉サービス）と介護保険給付（介護保険サービス）の関係について 「浅田訴訟判決」（2018 年 12 月 13 日広島高裁岡山支部、判決確定）を踏まえ、以下のとおり要求する。 （１）障害者総合支援法 7 条の規定は、同法に基づく給付（障害福祉サービス）が介護保険給付（介護保険サービス）等と二重給付とならないよう調整する規定に過ぎないことを行政内部でも周知徹底すること。 （２）障害者総合支援給付（障害福祉サービス）を選択することについては、上記判決が指摘するように、介護保険給付（介護保険サービス）における自己負担額の発生という事情についても考慮すること。 （３）障害者総合支援給付（障害福祉サービス）の給付決定期限を一律に 65 歳年齢到達前までにする取扱いを是正すること。
	（回答） 自立支援給付と介護保険制度との適用関係の基本的な考え方については、障害者総合支援法の規定及び国の通達により介護保険サービスが優先されることとなりますが、利用するサービスが介護保険（総合事業を含む）の対象であっても、介護保険サービスを一律に優先させるのではなく、利用者が必要としている支援内容が介護保険サービスにより対応可能か否かを適切に判断することとされています。 そのためにも、利用者の生活に急激な変化が生じないように配慮しつつ、まずは要介護認定等の申請を行っていただき介護保険サービスをどの程度利用できるかを把握することが適当であるとされております。 よって、要介護認定等の申請を行わない方に対し、申請しない理由や事情を十分に聴き取るとともに、継続して自立支援給付及び介護保険制度の説明を行い、申請について理解を得られるよう働きかけることとされています。 本市におきましては、各区の担当者に対して研修を実施し、介護保険の対象となった障がい者であっても障がい状況等から必要と認められるサービスが、介護保険サービスの支給量・内容では十分に確保できないと判断される場合には、必要に応じて障がい福祉サービスの提供ができるよう支給決定しております。 また、65 歳に至るまで相当の長期間（５年間）にわたり障がい福祉サービスを利用していた低所得の高齢障がい者が障がい福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用した場合、介護保険サービスにかかる利用者負担を高額障がい福祉サービス等給付費として償還し、利用者負担が増えないようにする仕組みがございます。 今後とも引き続き、介護保険の対象となった障がい者に対して介護保険サービスを一律に優先させることがないよう、また、要介護認定等の申請について利用者の理解が得られるよう努めながら、本人の心身の状況等を考慮した支給決定を行ってまいります。
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話番号：06-6208-8245

番号	5
項目	障害者総合支援給付（障害福祉サービス）の生活介護について 精神障害特性等により短時間にならざるを得ない方についても、標準時間に応じた体制が必要であり、標準的な支援時間で算定できることを厚生労働省に確認し、事業所に周知すること。
（回答） 障がい者総合支援給付（障がい福祉サービス）の生活介護につきましては、令和6年度障がい福祉サービス等報酬改定において、利用者ごとのサービス提供の実態に応じた報酬体系とするため、基本報酬の設定については、障がい支援区分ごと及び利用定員規模に加え、サービス提供時間別に細やかに設定されることとなりました。 サービス提供時間は、医療的ケアが必要な者、重症心身障がい者、強度行動障がいを有する者や盲ろう者など、障がい特性等により利用時間が短時間にならざるを得ない者などについて、個別支援計画に定めた標準的な支援時間で算定することを基本とすることなど一定の配慮が設けられております。 障がい特性に起因するやむを得ない理由により利用時間が短時間とならざるを得ない場合の特例の対象者については、例示されている者に限られるものではなく、例えば重度の身体障がいや精神障がいに起因するやむを得ない理由により、短時間となる場合も考えられることから、利用者の状況などを勘案し、判断することとされております。 厚生労働省より、報酬告示、留意事項通知やQ&Aなどが示されており、本市としても、その内容を踏まえた事務連絡案を指定事業所に周知いたしました。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話番号：06-6208-8245

番号	6 (1)
項目	(1) 認定申請から 30 日以内に認定できる体制を直ちに確立すること。
(回答) 要介護認定申請に対する処分は、介護保険法第 27 条に基づき当該申請を受理してから 30 日以内に行う必要があり、また、その遵守に向けた注力は保険者としての務めであると考えております。 本市におきましては、申請受領後結果が出るまでの期間の短縮のため、要介護・要支援認定事務を委託している事業者に対し、申請受領後速やかに調査依頼及び意見書作成依頼を行うとともに、依頼後 15 日を経過しても回答がない場合には速やかに督促を行うなど、進捗管理の徹底を指示しています。 また、認定調査業務の委託事業者については、複数の事務受託法人や居宅介護支援事業者へ委託を行い、本市からの調査依頼後 10 日以内の調査完了を指示しているところです。 なお、令和 5 年度については、令和 6 年 2 月末時点となりますが平均処理期間は 35.8 日となっており、この平均処理期間には、本人都合による遅れなども含まれていることから、それらを除くと概ね遅滞なく認定調査が行われているものと考えております。 調査員の稼働状況については委託事業者で把握のうえ、調査件数に応じた適切な調査体制を整えていただく必要があると考えております。令和 5 年度末をもって終了した臨時的な取扱いの影響も踏まえた調査予定件数を推計し、委託事業者へ連携するなど、今後とも法定期間で適正な要介護認定を行うよう取り組んでまいります。	
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課（認定グループ） 電話番号：06-4392-1727

番号	6 (2)
項目	大阪市の現行方式（①認定事務の大半を「事務センター」に集約、②調査の大半を法人に委託し、居宅介護支援事業所への委託はきわめて低調等）を見直すこと。そのために介護支援専門員及び関係者からなる検討委員会を設置し、広く市民の意見を聴くこと。
(回答) 本市では、従前まで区役所で行っていた要介護・要支援認定業務の一部の業務を集約して事務管理を行うとともに、民間委託事業者へ委託することにより、当該ノウハウの活用による効率的・効果的な事務が行えるよう「認定事務センター」を設置しております。 要介護認定申請に対する処分は、介護保険法第 27 条に基づき当該申請を受理してから 30 日以内に行う必要があり、その遵守に向けた注力は保険者としての務めであると考えており、意見書及び認定調査票の回収に要する時間短縮を図るとともに、「認定事務センター」の安定的な稼働に努めるなど、迅速な要介護認定事務の実施に努めてまいります。 また、認定事務センターでは特に更新申請の集中する毎月月初の調査について、居宅介護支援事業者に調査依頼を行っておりますが、業務繁忙により調査を断られるケースが多く、居宅介護支援事業者への調査依頼実績が低調になっているものと考えております。	
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課（認定グループ） 電話番号：06-4392-1727

番号	6（3）（4）	
項目	（3）要介護認定が遅延している場合は、ケアプラン作成依頼届（いわゆる「旨の届」）は、月をまたがっても受け付ける等、柔軟な扱いとすること。 （4）「福祉用具の例外的貸与理由書」提出・確認についても、要介護認定が遅延した場合は、遡って給付対象とする等、柔軟な扱いとすること	
（回答） 居宅（介護予防）サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書（旨の届出）や福祉用具貸与理由書については、介護保険関係法令により介護サービス利用開始前にあらかじめ保険者に届け出ることとなっております。そのため、本市ではサービス利用開始月中の届出まで受け付けることとしています。 また、要介護（要支援）認定の新規申請等において、認定結果が出るまでの間、要支援又は要介護の認定結果を見込んだうえで作成する「暫定ケアプラン」の取り扱いについて、本市における暫定ケアプランの参考資料を作成しホームページに掲載していますので、要介護（要支援）認定申請中の被保険者の状態を見込んだうえで旨の届出や貸与理由書を提出いただくようお願いいたします。		
担当	福祉局高齢者施策部介護保険課（保険給付グループ）	電話番号：06-6208-8059